

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律要綱

我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点からの個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置の見直し、居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法等の導入並びに県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への個人住民税の税源移譲等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市町村長が課税方式を決定できることを明確化すること。（第三十二条、第三百十三条、附則第

三十三条の二関係）

2 県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴い、指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務

者に係る個人の道府県民税及び市町村民税について、以下の措置を講ずること。

(一) 平成三十年度以後の各年度分の所得割の標準税率を、道府県民税二％（現行四％）、市町村民税八％（現行六％）に改めること。（第三十五条、第三百十四条の三関係）

(二) 平成三十年度以後の各年度分の分離課税の所得割に係る税率及び税額控除の割合等を(一)に合わせて改めること。（第三十七条、第三十七条の二、第三百十四条の六、第三百十四条の七、附則第五条、第五条の四の二、第五条の五、第六条、第三十三条の二、第三十三条の三、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の三、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の二の二、第三十五条の四、第四十五条関係）

(三) 指定都市の指定があつた場合等の道府県民税又は市町村民税の規定の適用の特例について、所要の措置を講ずること。（第七百三十七条の二関係）

(四) 指定都市の区域を包括する道府県は、指定都市に係る平成二十八年度分及び平成二十九年度分の道府県民税の所得割（退職所得の分離課税に係る所得割を除き、標準税率に係る部分に限る。）に係る地方団体の徴収金の額（平成二十九年度又は平成三十年度に払い込まれる一定のものに限る。）

（の二分の一に相当する額を当該指定都市に対し交付するものとする。改正法附則第五条関係）

（五）（一）にかかわらず、退職所得の分離課税に係る所得割については、当分の間、税率を道府県民税四％、市町村民税六％とし、指定都市の区域を包括する道府県は、当該道府県に払い込まれた退職所得の分離課税に係る所得割に係る地方団体の徴収金の額（当該指定都市に係るものに限る。）の二分の一に相当する額を当該指定都市に対し交付するものとする。 （附則第七条の四関係）

3 租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。 （第三百二十一条の七の十二、第三百二十一条の七の十三関係）

4 居住用財産の買換えの特例について、特定非常災害のため、その買換資産を取得期限内に取得することが困難となった場合には、一定の要件の下、その取得期限を二年の範囲内で延長するものとする。 （附則第四条関係）

5 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長すること。 （附則第六条関係）

6 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十三条の三関係）

7 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、特定非常災害のため、予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を二年の範囲内で延長するものとした上、その適用期限を三年延長すること。（附則第三十四条の二関係）

8 平成三十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における配偶者控除及び配偶者特別控除について、以下の措置を講ずること。（第二十三条、第三十四条、第二百九十二条、第三百十四條の二関係）

(一) 配偶者控除

(1) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとすること。

所得割の納税義務者の	控除額
------------	-----

前年の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
九百万円以下	三十三万円	三十八万円
九百万円超九百五十万円以下	二十二万円	二十六万円
九百五十万円超千万円以下	十一万円	十三万円

(2) 前年の合計所得金額が千万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできないこととする。

(二) 配偶者特別控除

(1) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を三十八万円超百二十三万円以下（現行三十八万円超七十六万円未満）とし、その控除額を次のとおりとすること。

ア 前年の合計所得金額が九百万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
三十八万円超九十万円以下	三十三万円
九十万円超九十五万円以下	三十一万円

九十五万円超百万円以下	二十六万円
百万円超百五万円以下	二十一万円
百五万円超百十万円以下	十六万円
百十万円超百十五万円以下	十一万円
百十五万円超百二十万円以下	六万円
百二十万円超百二十三万円以下	三万円

イ 前年の合計所得金額が九百万円超九百五十万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
三十八万円超九十万円以下	二十二万円
九十万円超九十五万円以下	二十一万円
九十五万円超百万円以下	十八万円
百万円超百五万円以下	十四万円
百五万円超百十万円以下	十一万円

百十万円超百十五万円以下	八万円
百十五万円超百二十万円以下	四万円
百二十万円超百二十三万円以下	二万円

ウ 前年の合計所得金額が九百五十万円超千万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
三十八万円超九十五万円以下	十一万円
九十五万円超百万円以下	九万円
百万円超百五万円以下	七万円
百五万円超百十万円以下	六万円
百十万円超百十五万円以下	四万円
百十五万円超百二十万円以下	二万円
百二十万円超百二十三万円以下	一万円

(2) 前年の合計所得金額が千万円を超える所得割の納税義務者については、現行どおり、配偶者特

別控除の適用はできないこととする。

9 8に伴い、平成三十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における調整控除について、所要の措置を講ずること。（第三十七条、第三百十四条の六関係）

10 平成三十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における累積投資勘定が設けられている非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずること。（附則第三十五条の三の二関係）

11 法人の道府県民税及び市町村民税に係る控除対象還付法人税額の繰越控除について、災害損失欠損金の繰戻しによる還付に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第五十三条、第三百二十一条の八関係）

12 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税及び市町村民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。

（第五十五条の二、第五十五条の三、第五十五条の四、第三百二十一条の十一の二、第三百二十一条

の十一の三関係)

13 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずること。(附則第八条関係)

14 法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講ずること。(附則第八条の二の二関係)

(一) 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とすること。

(二) 控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすること。

二 事業税

1 法人の事業税の確定申告納付に係る期限について、法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から三月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において道府県知事が指定する月数の期間内に申告納付することができるものとする。 (第七十二条の二十五関係)

2 地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人の事業税の中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、当該中間申告納付をすることを要しないものとする。 (第七十二条の二十七関係)

3 租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。 (第七十二条の三十九の二、第七十二条の三十九の三、第七十二条の三十九の四関係)

4 法人の事業税の分割基準について、次のとおり改めること。 (第七十二条の四十八関係)

(一) 電気供給業に係る法人の事業税の分割基準を、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定め

るところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準とすること。

- (1) 電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（以下「小売電気事業」という。）（これに準ずる一定の事業を含む。） 課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

- (2) 電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業（以下「一般送配電事業」という。）

（以下「送電事業」という。）（これに準ずる一定の事業を含む。）及び同項第十二号に規定する特定送配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

ア イに掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）と電氣的に接続している電線路（一定の要件に該当するものに限る。以下同じ。）の電力の容量（キロワットで表した容量をいう。以下同じ。）に、課税

標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

イ 事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(3) 電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業（以下「発電事業」という。）（これに準ずる一定の事業を含む。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

ア イに掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

イ 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(二) (一)(2)アの電線路の電力の容量の数値の算定については、事業年度終了の日現在における数値によること。

(三) 二以上の道府県において事業所等を設けて事業を行う法人（以下「分割法人」という。）が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が二以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める分割基準によるものとする。

(1) 一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業、送電事業及び発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）以外の事業とを併せて行う場合 (一)(2)に定める分割基準

(2) 発電事業と発電事業以外の事業とを併せて行う場合 (1)に掲げる場合を除く。 (一)(3)に定める分割基準

(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

(四) (三)の場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、(三)にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定するものとし、当該判定により

、電気供給業を主たる事業とするときは、(三)(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(三)(1)から(3)までに定める分割基準によるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとする。

5 租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。(第七十二条の五十七の二、第七十二条の五十七の三関係)

6 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。(附則第九条関係)

7 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。(附則第九条関係)

8 雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、以下の措置を講ずること。（附則第九条関係）

(一) 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることとの要件を平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の当該比較平均給与等支給額に対する割合が百分の二以上であることとの要件に変更すること。

(二) 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付を必要とすること。

(三) 控除する金額について、申告書又は更正請求書に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を限度とすること。

9 株式会社民間資金等活用事業推進機構について、平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額を銀行法に規定する最低資本金の額（二十億円）とする資本割の課税標準の特例措置を講ずること。（附則第九条関係）

10 平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第九条関係）

11 法人の事業税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講ずること。（附則第九条の二の二関係）

(一) 修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とすること。

(二) 控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とするること。

12 4に伴い、法人の事業税の分割基準に係る特例措置を廃止すること。（附則第九条の三関係）

三 不動産取得税

1 国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。（第七十三条の四関係）

2 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすること。（第七十三条の十四関係）

3 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすること。（第七十三条の十四関係）

4 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員

が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格から控除する額を当該家屋の価格の二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすること。（第七十三条の十四関係）

5 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条関係）

(二) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条関係）

(三) 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第

十一条関係)

(四) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

(五) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

(六) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

(七) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。(附則

第十一条関係)

(八) 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

(九) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十一条関係)

(十) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十一条関係)

(十一) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の四関係)

(十二) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の四関係)

(十三) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後二年以内に、一定の改修工事を行った後、当該

住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十一条の四関係)

(四) 東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であつて同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める鉄道施設の敷地の用に供する土地の取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。(附則第五十一条の二関係)

(五) 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が、東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。(附則第五十一条の二関係)

6 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、漁業近代化資金融通法の規定に基づく資金

の貸付けを受けて当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

7 居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、人の居住の用に供する専有部分にあつては、当該専有部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずること。（第七十三条の二関係）

四 自動車取得税

1 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

（附則第十二条の二関係）

2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二関係）

(一) 電気自動車

(二) 天然ガス自動車のうち、平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものは、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもの

(三) プラグインハイブリッド自動車

(四) 次に掲げるガソリン自動車

(1) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下

「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソ

リン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(五) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「

平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三

十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「

平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十

七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

(六) 次に掲げる軽油自動車

(1) 乗用車のうち、平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの又は平成二十一年十月一

日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の二関係）

(一) 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(二) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十五を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。(附則第十二条の二の二関係)

(一) 次に掲げるガソリン自動車

(1) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トンのバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当す

るもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(二) 次に掲げる軽油自動車

(1) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成三十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数

値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成二十八年轻油重量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

5 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の四十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の二関係）

(一) 次に掲げるガソリン自動車

(1) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(二) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガ

ス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

6 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の五十を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。(附則第十二条の二の二関係)

(一) 次に掲げるガソリン自動車

(1) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トンのバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(二) 次に掲げる軽油自動車

(1) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成

二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数

値以上であること。

7 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取

得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の六十を乗じて得た率とする特

例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延

長すること。(附則第十二条の二の二関係)

(一) 次に掲げるガソリン自動車

(1) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソ

リン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソ

リン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数

値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソ

リン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(二) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

8 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取

得について、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の七十五を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の二関係）

(一) 次に掲げるガソリン自動車

(1) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トンのバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該

当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(二) 次に掲げる軽油自動車

(1) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(3) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成

二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

9 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の八十を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の二関係）

(一) 次に掲げるガソリン自動車

(1) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(イ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(二) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガ

ス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

10 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（10において「環境対応車」という。

）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則

第十二条の二の四関係）

(一) 次に掲げる自動車について、取得価額から四十五万円を控除すること。

(1) 電気自動車

(2) 2(二)の天然ガス自動車

(3) プラグインハイブリッド自動車

(4) 2(四)のガソリン自動車

(5) 次に掲げるガソリン自動車（平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度に適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（以下「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること。

(6) 2(五)の石油ガス自動車

(7) 2(六)(1)の軽油自動車

(8) 2(六)(3)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

(二) 次に掲げる自動車について、取得価額から三十五万円を控除すること。

(1) 3又は4(一)のガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（車両総重量が二・五トン以下のトラックであつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

(3) 4 (二)(3)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

(三) 次に掲げる自動車について、取得価額から二十五万円を控除すること。

(1) 5 (一)又は6 (一)のガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得

た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること。

(3) 5(二)の石油ガス自動車

(4) 6(二)(3)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

(四) 次に掲げる自動車について、取得価額から十五万円を控除すること。

(1) 7(一)又は8(一)のガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

- (ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。
- (3) 7(二)の石油ガス自動車
 - (4) 8(二)(3)の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

(五) 次に掲げる自動車について、取得価額から五万円を控除すること。

(1) 9 (一)のガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(ア) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること。

(3) 9(二)の石油ガス自動車

11 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の四関係）

12 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の四関係）

13 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の四関係）

14 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもので初め

て新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日（三）に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から五百二十五万円を控除する特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の四関係）

（一）車両総重量が五トンを超え十二トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

（二）車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(三) 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

15 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、(一)に掲げるトラックにあつては平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、(二)に掲げるトラックにあつては平成二十九年四月一日から平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずること。(附則第十二条の二の四関係)

(一) 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(二) 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

16 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日（四）に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の四関係）

(一) 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

(二) 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれか

に適合するもの

(三) 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(四) 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

17 車両総重量が十二トンを超えるバス等であつて、平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、取得価額から百七十五万円を控除

する特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の四関係）

18 非課税対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段より国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について、第二百二十九条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第二項の規定その他の自動車取得税に関する規定（第三百三十二条及び第三百三十三条の規定を除く。）を適用すること等の措置を講ずること。（附則第十二条の二の五関係）

19 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第五十二条関係）

20 18に伴い、施行日前の自動車の取得に対して課すべき非課税対象車等に係る自動車取得税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えること

ができることとする等の経過措置を講ずること。（改正法附則第十一条関係）

21 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、ガソリン自動車及び石油ガス自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十を乗じて得た数値以上であることと見直した上、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二関係）

22 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、次に掲げる自動車を軽減対象に追加した上、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の二関係）

(一) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリ

ン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

(二) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

イ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

23 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であつて新規登録等を受けるもの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率にそれぞれ百分の二十五、百分の四十、百分の五十、百分の六十又は百分の七十五を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

24 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい乗用車で初めて新規登録等を受けるもの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の八十を乗じて得た率とする特例措置について、ガソリン自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であることと見直した上、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の二関係）

25 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（25において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十二条の二の四関係）

則第十二条の二の四関係）

(一) 取得価額から四十五万円を控除する特例措置について、ガソリン自動車（乗用車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の二百十を乗じて得た数値以上であることと見直すこと。

(二) 取得価額から三十五万円を控除する特例措置について、次の軽減対象を追加すること。

(1) 22(一)のガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（乗用車であつて、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもの

ア 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) 22(二)の石油ガス自動車

(三) 取得価額から五万円を控除する特例措置について、ガソリン自動車（乗用車であつて、平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であることと見直すこと。

五 軽油引取税

船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成三十年三月三十一日までに重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、軽油引取税を課さないものとする。こと。（附則第十二条の二の七関係）

六 自動車税

1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこと。（附則第十二条の三関係）

(一) 環境負荷の小さい自動車

平成二十九年度及び平成三十年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

(1) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成三十一年軽油軽中量車基準に適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものについて、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値

以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないものの(1)の適用を受ける自動車を除く。)について、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

(二) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)について、それぞれ次に定める年度以後(平成三十年以後に限る。)に税率の概ね百分の十五(バス(一般乗合用のものを除く。)及びトラックについては概ね百分の十)を重課する特例措置を講ずること。

(1) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成十八年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの
新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車その他の(1)に掲げる自動車以外の自動車で平成二十年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの
新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

2 減税対象車に係る自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第二百五十二条から第五十四条までの規定を除く。）を適用すること等の措置を講ずること。（附則第十二条の四関係）

3 2に伴い、平成二十八年度分までの自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずる。（改正法附則第十四条関係）

七 固定資産税及び都市計画税

1 国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税とする特例措置を講ずること。（第三百四十八条関係）

2 震災等により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、震災等の発生した日の属する年

の翌年の三月三十一日から起算して四年を経過する日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得又は改良から四年度間はその価格の二分の一とすること。

(第三百四十九条の三の四関係)

3 居住用超高層建築物に係る固定資産税について、人の居住の用に供する専有部分にあつては、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずること。(第三百五十二条関係)

4 震災等により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の三月三十一日から起算して四年を経過する日までの間に取得され、又は改築された家屋について、取得又は改築から四年度間は、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額すること。(第三百五十二条の三、第七百二条の四の二関係)

5 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るもの

の用に供する一定の固定資産について、その者が引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、固定資産税及び都市計画税の課税標準を補助開始日から五年度間はその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。

（附則第十五条関係）

6 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間に同法に規定する認定計画に基づき設置する一定の市民緑地の用に供する土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を設置から三年度間はその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。（附則第十五条関係）

7 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。（第三百四十九

条の三関係)

8 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。（第三百四十九条の三関係）

9 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。（第三百四十九条の三関係）

10 震災等による被災住宅用地のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、当該震災等に係る被災市街地復興推進地域として定められたときは、被災年度の翌年度から被

災後四年度までの各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用すること。（第三百四十九条の三の三関係）

11 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得する一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象区域に同法に規定する雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を加えた上、その対象資産の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

12 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した一定の機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象に工具、器具及び備品並びに建物附属設備のうち一定のものを追加すること。（附則第十五条関係）

13 耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、当該耐震改修が行われた年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額から三分の二（当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建

建築物であつたものについては、当該年度分の固定資産税額から三分の二、当該年度の翌年度分の固定資産税額から二分の一に相当する額を減額すること。（附則第十五条の九の二関係）

14 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなつたものについて、当該改修工事が行われた年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額から三分の二に相当する額を減額すること。（附則第十五条の九の二

関係）

15 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十四条関係）

(二) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対

象資産の取得期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(四) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(五) 鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則

第十五条関係）

(七) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(八) 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十五条関係)

(九) 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三十年度分まで延長すること。(附則第十五条関係)

(十) 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を平成三十一年三月三十一日ま

で延長すること。（附則第十五条関係）

(四) エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(五) 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(七) 北海道旅客鉄道株式会社等が所有し、又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三十三年度分まで延長すること。

(附則第十五条の二関係)

(五) 北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成三十三年度分まで延長すること。(附則第十五条の三関係)

(六) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の八関係)

(七) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の八関係)

(八) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の八関係)

(五) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋のうち政府の補助を受けて一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を平成三十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の十関係）

16 電気自動車に水素を充填するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、当該設備等に係る要件に一定の政府の補助を受けて取得することを加えた上、その対象資産の取得期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

17 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止すること。

(一) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(二) 都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る協定倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(三) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で冷媒としてアンモ

ニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

八 軽自動車税

1 平成二十九年及び平成三十年に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度に次の特例措置を講ずること。（附則第三十条関係）

(一) 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車のうち平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないものについて、税率の概ね百分の七十五を軽減すること。

(二) ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車について、税率の概ね百分の五十を軽減すること。

(1) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二

分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百三十五を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

(三) ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車(二)の適用を受けるものを除く。)について、税率の概ね百分の二十五を軽減すること。

- (1) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数

値以上の貨物用の軽自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの

2 減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことにによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第四百四十七条から第四百四十九条までの規定を除く。）を適用すること等の措置を講ずること。（附則第三十条の二関係）

3 2に伴い、平成二十八年度分までの軽自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずる。（改正法附則第十八条関係）

1 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する施設について、その者が補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、その課税標準を四分の三控除する措置を講ずること。（附則第三十三条関係）

2 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長すること。

(一) 沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三十三条関係）

(二) 沖縄振興特別措置法に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三十三条関係）

(三) 沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用

に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三十三条関係）

(四) 沖縄振興特別措置法に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた国際物流拠点産業集積地域において設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設に対する資産割の課税標準の特例措置（附則第三十三条関係）

十 国民健康保険税

1 国民健康保険法等の改正に伴い、国民健康保険税について、以下の措置を講ずること。（第七百三条の四関係）

(一) 市町村の国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとし、標準基礎課税総額、標準後期高齢者支援金等課税総額及び標準介護納付金課税総額の算定方法を改正すること。

(二) 標準基礎課税総額、標準後期高齢者支援金等課税総額及び標準介護納付金課税総額に対する標準割合を廃止すること。

2 1 (一)に伴い、退職被保険者等所属市町村の国民健康保険税の課税の特例について、所要の規定の整

備を行うこと。(附則第三十八条、第三十八条の二関係)

十一 その他

1 合名会社等の社員の第二次納税義務の対象となる社員の範囲に、税理士法人、弁護士法人、外国法
事務弁護士法人、監査法人、特許業務法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人又は
土地家屋調査士法人の社員を加えることとする。 (第十一条の二関係)

2 国税犯則調査手続の見直しに伴い、地方税犯則調査手続について、次のとおり見直しを行うととも
に、地方税法総則に規定することとする。

(一) 電磁的記録に係る証拠収集手続について、次の措置を講ずることとする。

(1) 電磁的記録を保管する者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上、当
該記録媒体を差し押さえることができる。 (第二十二條の四関係)

(2) 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続して
いる記録媒体であつて、当該電子計算機で作成等をした電磁的記録等を保管するために使用され
ていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機等に複写した上

、当該電子計算機等を差し押さえることができること。（第二十二条の四関係）

(3) 差し押え等をするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者等に対し、通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日（特に必要があつて延長する場合には、通じて六十日）を超えない期間を定めて、消去しないよう求めることができること。（第二十二条の六関係）

(4) 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、その差し押えに代えて、当該記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写、印刷又は移転の上、当該他の記録媒体を差し押さえることができること。（第二十二条の八関係）

(5) 臨検すべき物件等が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、臨検等を受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができること。（第二十二条の十関係）

(二) 犯則嫌疑者等が置き去った物件を検査し、又は領置することができることとする。（第二十

二条の三）

(三) 許可状の交付を受けて、通信事務を取り扱う者が保管等をする郵便物等について差し押さえるこ

とができることとし、その処分をした場合には、その旨を発信人等に通知することとする。

(第二十二條の五)

(四) 領置物件等の返還を受けるべき者の住所が不明等の事由によりこれを還付することができない場合には、その旨を公告し、当該公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、当該物件等を領置等した当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属することとする。

(第二十二條の十七關係)

(五) 許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がある場合には、日没後においても臨検等を開始することができることとする。(第二十二條の二十關係)

(六) その他地方税犯則調査手続について、次の措置を講ずることとする。

(1) 犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者等に対して出頭を求めることができることを法令上明確化すること。(第二十二條の三關係)

(2) 許可状を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならないこと。(第二十二條の四關係)

(3) 許可状について、臨検すべき物件、搜索すべき場所、有効期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨及び交付の年月日をその記載事項として法令上明確化するとともに、犯則事実に代えて、罪名を記載すること。(第二十二條の四關係)

(4) 臨検等の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならないこと。(第二十二條の十一關係)

(5) 質問等をする場合に携帯する身分を示す証明書について、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならないこと。(第二十二條の十二關係)

(6) 住居の所有者等の立会いを必要とする処分の範圍に臨検及び差押えを、住居の所有者等を立ち会わせることができないときの代替的な立会人の範圍に都道府県職員を、それぞれ加えること。

(第二十二條の十四關係)

(7) 領置等をしたときは、その目錄を作成し、所有者等にその謄本を交付するとともに、搜索をした場合において、証拠物等がないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならないこと。(第二十二條の十五、第二十二條の二十三關係)

(8) 犯則事件を調査するため必要があるときは、鑑定、通訳又は翻訳を囑託することができることを法令上明確化し、鑑定人は、裁判所の許可を受けて、鑑定に係る物件を破壊することができることとする。 (第二十二條の十九關係)

(9) 臨検等の許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができることを法令上明確化すること。 (第二十二條の二十二關係)

(10) 質問に係る調書については、質問を受けた者に見覧させ、又は読み聞かせて、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載しなければならないこと。 (第二十二條の二十四關係)

(七) 間接地方税に係る犯則調査手続について、次の措置を講ずることとする。

(1) 通告に計算違い等の明白な誤りがあるときは、地方団体の長は、職権で、当該通告を更正することができることとする。 (第二十二條の二十八關係)

(2) 通告処分による公訴時効について、中断制度から停止制度に改めた上で、通告を受けた日の翌

日から起算して二十日を経過した時からその進行を始めること。(第二十二條の二十八關係)

(3) 通告処分の対象となる犯則事件については、地方団体の長等の告発が訴訟条件であることを法令上明確化すること。(第二十二條の三十關係)

(ハ) 全ての地方税を地方税犯則調査手続の対象とすること。

第二 航空機燃料譲与税法に関する事項

航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる特例措置の適用期限を平成三十一年度まで延長すること。

(附則第二項關係)

第三 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の二の4及び12の改正は公布の日から、第一の一の2(一)から(三)まで、第一の一の3、第一の二の5及び第一の十一の1の改正は平成三十年一月一日から、第一の三の7、第一の四の21から25まで、第一の十及び第一の十一の2の改正は平成三十年四月一日から、第一の一の8から10までの改正は平成三十一年一月一日から、第一の七の6の改正は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から、

第一の一の13の改正は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第一の二の10の改正は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成二十九年四月一日から施行すること。